

令和4年第2回定例会（9月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和4年9月15日

産 業 労 働 部

【補正予算関連】

産 業 政 策 課	県内中小企業省エネ設備更新 緊急支援事業について【新規】……………	1
地 域 産 業 振 興 課	プロフェッショナル人材普及促進事業について……………	2
雇 用 労 働 政 策 課	人材確保・定着推進事業について……………	3
	離職者訓練受講者支援事業について【新規】……………	5

【議案（条例）関連】

公 営 企 業 課	企業職員の給与の種類および基準を定める条例の 一部を改正する条例案について……………	6
-----------	---	---

県内中小企業省エネ設備更新緊急支援事業について【新規】

産業政策課

1 目的

原油・原材料等の価格高騰が長期化し、県内中小企業の経営を圧迫していることから、エネルギー消費を抑制する省エネ設備への更新によるコスト削減の取組を促進し、県内中小企業の競争力強化を図る。

2 概要

県内中小企業が行う、省エネ設備への更新に要する経費の一部を助成する。

- ・補助対象 県内に事業拠点を有する中小企業者
- ・補助対象経費 生産及びサービスを提供するために必要な省エネルギー等に資する設備の購入費、工事費（既存設備の更新に限定、撤去費・処分費を含む。）

◆省エネ設備

省エネまたは高効率効果が既存設備と比較し5%以上の設備

◆対象設備(例)

空調・エアコン、ボイラ、照明設備（LED照明含む）、工作機械、プレス機械、プラスチック加工機械、冷凍・冷蔵設備、厨房機器 等

- ・補助率 2/3以内
- ・限度額 製造業 2,000千円（下限200千円）
製造業以外 1,000千円（下限100千円）

3 予算額

461,234千円

財源内訳

◎	13千円
⊖	461,221千円

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定）

内 訳	・補助金（300件）	450,000千円
	・人件費（会計年度任用職員4名）	5,214千円
	・委託費（広告費）	5,000千円
	・事務費（消耗品、郵送代等）	1,020千円

プロフェッショナル人材普及促進事業について

地域産業振興課

1 目的

コロナ禍における県内中小企業の経営基盤の強化を図るため、副業・兼業人材の活用を促進する。

2 概要

人材紹介事業者との連携により、県内の中小企業向けセミナーや個別相談会を開催するとともに、首都圏等で副業・兼業を検討している人材向けに情報発信を強化する。

- ・事業内容 ①人材紹介事業者とプロフェッショナル人材戦略拠点が共同で副業・兼業人材活用セミナー等を開催
②人材紹介事業者が運営するWEBサイトに、県内企業の副業・兼業人材募集に関する特集ページを掲載
- ・委託先 (公財) あきた企業活性化センター
- ・委託期間 令和5年2月28日まで

3 予算額

3,671千円(委託料)

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定)

内訳	・講師謝礼・旅費(セミナー)	107千円
	・印刷製本費等(セミナー)	184千円
	・広告宣伝費(セミナー)	650千円
	・会場使用料等(セミナー・個別相談会)	1,730千円
	・WEBサイトの特集ページ運営・掲載料 (令和4年11月～令和5年2月)	1,000千円

(現計(当初予算) 52,342千円 → 補正後 56,013千円)

人材確保・定着推進事業について

雇用労働政策課

1 目的

人材不足の状況が続く中、コロナ禍における原油・原材料等の価格高騰の影響を受けている県内企業の人材確保に向けた取組を支援する。

2 概要

(1) 若年者の正規雇用促進事業【新規】

若年者の非正規雇用から正規雇用への転換を進める県内事業者を支援するため、国の助成制度に上乘せして助成する。

- ・支給対象 原油価格・物価高騰等の影響を受け、令和4年1月以降のいずれかの月の売上高が平成31年から令和3年の同月比で10%以上減少している県内事業者、又は令和4年1月以降のいずれかの月の主な原材料等の仕入価格等が平成31年から令和3年の同月比で20%以上上昇している県内事業者
- ・支給要件 34歳以下の従業員に係る国のキャリアアップ助成金正社員化コースの支給決定を受けていること
- ・支給額 有期雇用→正規雇用 100千円
無期雇用→正規雇用 50千円

(2) 人材マッチング支援事業【新規】

人材不足が続く企業と求職者等とのマッチングを促進するため、「秋田県合同就職支援フェア（仮称）」を開催する。

- ・開催時期 令和5年1月（予定）
- ・開催場所 秋田市内
- ・参加企業 建設や介護など深刻な人材不足の業種を中心とした県内企業（約60社）
- ・参加者 一般求職者（就職未内定の大学生等を含む）
- ・開催内容 企業の採用担当者による面談
ハローワーク職員等による就職相談、キャリアカウンセリング
建設・介護の仕事内容、資格等に関する相談
就労や自立に関する相談

(3) 企業の採用活動支援事業【新規】

民間の就職・転職情報サイトを活用して採用活動を行う県内企業に対し、サイト掲載費用を助成する。

- ・補助対象 原油価格・物価高騰等の影響を受け、令和4年1月以降のいずれかの月の売上高が平成31年から令和3年の同月比で10%以上減少している県内事業者、又は令和4年1月以降のいずれかの月の主な原材料等の仕入価格等が平成31年から令和3年の同月比で20%以上上昇している県内事業者で、これまで就職・転職情報サイトを利用した実績がないこと。
- ・補助対象経費 就職・転職情報サイトへの求人情報の掲載に要する経費
- ・補助率 2/3
- ・限度額 1,000千円
- ・補助期間 交付決定日～令和5年2月28日

3 予算額	18,082千円
(1) 若年者の正規雇用促進事業	6,000千円(補助金)
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定)	
内訳	〔最大100千円×60件〕
(2) 人材マッチング支援事業	2,082千円
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定)	
内訳	〔・使用料及び賃借料 1,882千円 ・需用費 200千円〕
(3) 企業の採用活動支援事業	10,000千円(補助金)
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定)	
内訳	〔1,000千円×10件〕

離職者訓練受講者支援事業について【新規】
（職業能力開発支援事業）

雇用労働政策課

1 目 的

コロナ禍における原油・原材料等の価格高騰の影響を受けている職業訓練受講者の負担軽減を図るため、訓練開始時に必要となる経費について支援する。

2 概 要

技術専門校やポリテクセンター秋田で実施している職業訓練において、受講生の負担としている必要経費（テキスト代等）を受講支援金として支給する。

- ・対象者 県内の公共職業訓練又は求職者支援訓練受講者
33コース 750人（見込み）
- ・支給額 訓練開始時に受講生負担としている必要経費の額
（3,245円～33,500円（コースにより異なる））

3 予算額

8,845千円（扶助費）

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定）

（参考）職業訓練コースの例

訓練科目	訓練科名	必要経費
建設系	建設機械運転科 （県北）	テキスト代 16,000円 作業服、工具等 14,000円
	パソコン中級科 （県南）	テキスト代 3,245円
事務系	医療事務科 （県央）	テキスト代 33,500円
	介護職員初任者 研修科（県北）	テキスト代 17,338円
w e b系	w e bデザイナー 養成科（県央）	テキスト代 8,470円

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例案について

公 営 企 業 課

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行により定年前再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項を定める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 給与を減額することとなる休業のうち高齢者部分休業について、その開始年齢を年齢55年（現行定年から5年を減じた年齢）とすることとする。（第13条の2の2関係）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員には、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当を支給しないこととする。（第13条の10関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員が、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2 5 4 略</p> <p>5 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支給されてない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に關し地方公務員法第二十九條第二項又は第三項の規定による懲戒免職の処分(次号において「定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p> <p>三 当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員等に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員が、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第十三条 略</p> <p>2 5 4 略</p> <p>5 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支給されてない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に關し地方公務員法第二十九條第二項又は第三項の規定による懲戒免職の処分(次号において「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。</p> <p>三 当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当</p>

該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に前項第一号の懲戒免職の処分を受けるべき行為又は同項第三号の解雇されるべき行為をしたと認められるとき。

6・7 略

(給与の減額)

第十三条の二の二 略

2 職員が次に掲げる休業、勤務の形態又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間(第三号に掲げる勤務の形態をしている職員にあつては、当該勤務の形態をしなかつたと仮定した場合の勤務時間からその者の勤務時間を減じて得た時間一時間)につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

一 略

二 高齢者部分休業(職員が年齢五十五年

に達した日以後の日からその定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの期間内において一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)

三・四 略

五 介護休暇(職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が定める者で負傷、疾病又は老齢により知事が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)の介護をするため、知事が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(同

号において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

六 略

該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に前項第一号の懲戒免職の処分を受けるべき行為又は同項第三号の解雇されるべき行為をしたと認められるとき。

6・7 略

(給与の減額)

第十三条の二の二 略

2 職員が次に掲げる休業、勤務の形態又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間(第三号に掲げる勤務の形態をしている職員にあつては、当該勤務の形態をしなかつたと仮定した場合の勤務時間からその者の勤務時間を減じて得た時間一時間)につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

一 略

二 高齢者部分休業(職員が当該職員に係る定年から五年を減じた年齢に達した日以後の日からその定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの期間内において一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)

三・四 略

五 介護休暇(職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が定める者で負傷、疾病又は老齢により知事が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下

同じ。)の介護をするため、知事が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

六 略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)
第十三条の十 第二条の三、第三条、第三条の三、第五条の二、第
五条の三及び第十二条から第十三条まで
の規定は、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例
第一号)第十三条
用された職員には適用しない。

(再任用職員 等についての適用除外)
第十三条の十 第二条の三、第三条、第三条の三、第五条の二、第
五条の三、第十二条及び第十三条(第五項及び第六項を除く。)
の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五
第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採
用された職員には適用しない。